

## 健康保険組合ならびに事業主が共同で実施する メンタル疾病予防対策事業の公表について

日本ヒューレット・パッカー健康保険組合  
理事長 鶴田 義朗

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

日本ヒューレット・パッカー健康保険組合では、メンタル疾病予防対策事業、メンタルヘルス教育について、事業主健康管理部門と共同実施し、データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

当組合では、被保険者(社員)の健康管理を考える上で効率的、効果的である為、事業主とともに、以下の事業を共同実施します。

### 【メンタル疾病予防対策事業】

#### (1)共同利用する個人データの項目

被保険者(社員)が開示に同意した、神田東クリニックおよびその提携医療機関における面談内容

#### (2)共同利用する者の範囲

事業主健康管理部門

日本ヒューレット・パッカー健康保険組合

#### (3)共同利用する者の利用目的

事業主健康管理部門においては、労働安全衛生法の目的に沿い、職場における労働者の安全および健康の確保ならびに快適な職場環境の形成を促進するとともに、職場外も含め、労働者が健康な日常生活を送ることができるよう、当組合と連携し、健康の保持・増進に努めます。

当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、事業主健康管理部門と連携して、被保険者の健康の保持・増進に努めます。具体的にはデータをもとに、事業の企画、立案、見直しを行います。

#### (4)個人データの管理責任者

事業主:健康管理部門責任者

当組合:常務理事